

第四一回

参第一号

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律(案)

小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

商業調整法

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、製造業又は卸売業と小売業の間及び小売業相互間の業務分野を調整することにより、正常な流通秩序を維持し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第三条中第一項及び第二項を次のように改める。

政令で指定する市(特別区を含む。以下同じ。)の区域(以下「指定地域」という。)内において、小売市場((一の建物であつて、十以上の小売商の店舗の用に供されるもの(百貨店法(昭和三十一年法律第百十六号)第二条第二項の規定により百貨店業の店舗の床面積として合算されるものを除く。)をいう。以下同じ。))を開設しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の小売市場の開設とは、小売市場内において小売商がその営業を行なうことができるようとするため、当該建物の全部又は一部をその店舗の用に供する小売商に対し貸し付け、又は譲り渡し、及び当該建物の全部又は一部を当該小売商が借り受け、又は譲り受けける行為をいう。

第四条第一項第二号中「、又は譲り渡す床面積」を「若しくは譲り渡す床面積又は借り受け若しくは譲り受けける床面積」に改め、同項第三号中「物品の種類」の下に「(申請者が当該建物の一部を借り受け、又は譲り受けける小売商の場合にあつては、自己が主として販売する物品の種類及び同一指定地域内における他の店舗において物品販売業を営んでいるときは、その主として販売する物品の種類)」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 その建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件又はその建物に係る譲渡代金の額その他の譲渡条件

第五条第五号中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加え、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 当該建物の一部を借り受け、又は譲り受けける小売商が当該小売市場内において主として販売しようとする物品と同種の物品を主として販売する業を同一の指定地域内における他の店舗においても営むこととなること。

第六条第一項を次のように改める。

一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において、小売市場となつている建物

をその店舗の用に供する小売商に貸し付けている者及びその店舗の用に供するため当該建物の一部を借り受けている小売商は、その建物につき、その地域が指定地域となつた時に、その建物の所在する場所を管轄する都道府県知事から第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

第六条第二項中「同項各号に掲げる」を「同項の」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 その建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件

第六条の次に次の二条を加える。

第六条の二 指定地域の変更により、小売市場内において物品の販売をする者が、その者が主として販売する物品と同種の物品を主として販売する業を同一の指定地域内における他の店舗において営むこととなるときは、その営業については、第十条の二の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者は、当該指定地域の変更のあつた時から起算して一月以内に、主務省令で定める事項について、都道府県知事に届出をしなければならない。

第七条第一項第一号中「、又は譲り渡す」を「若しくは譲り渡す床面積又は借り受け若しくは譲り受ける床面積」に改め、同条同項第二号中「貸し付け」の下に「又は借り受け」を加える。

第十条の次に次の二条を加える。

第十条の二 小売市場内において物品の販売をする者は、その者が主として販売する物品と同種の物品を主として販売する業を同一の指定地域内における他の店舗において営むときは、その者に係る第三条第一項の許可を取り消すことができる。

（小売市場の閉鎖命令等）

第十条の三 都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けないで開設された小売市場については、当該小売市場の開設者に対し、当該小売市場の閉鎖その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置及びその理由を記載した通知書を交付しなければならない。

第十一條中「前八条」を「前十二条」に改め、「及び第三条第一項の物品を定める政令が制定され、又は改廃された場合」を削る。

第十四条を次のように改める。

（商品及び地域の指定）

第十四条 主務大臣は、商品の流通過程において製造業者又は卸売業者と小売商との業務分野を調整することにより正常な流通秩序を維持する必要があると認めるときは、当該商品を地域とともに主務省令で指定する。

2 小売商の組織する団体は、主務大臣に対し、主務省令で定めるところにより、前項の

指定を申請することができる。

- 3 主務大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央商業調整審議会の意見を聞かなければならない。
- 4 中央商業調整審議会は、前項の規定による意見を定めようとするときは、あらかじめ、利害関係人及び参考人の意見を聞かなければならない。

(届出)

第十四条の二 前条の規定により指定された地域（以下「調整地域」という。）内において当該指定された商品（以下「指定商品」という。）の製造業、卸売業又は小売業を当該指定があつた際現に営んでいる者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

(既存兼業者の事業拡張の禁止)

第十四条の三 第十四条の規定による指定があつた際現に当該調整地域内で当該指定商品の小売業を兼ね営んでいる当該指定商品の製造業者又は卸売業者（以下「既存兼業者」という。）は、当該指定があつた後は、当該調整地域内で当該指定商品の小売業の設備の新設、増設その他当該小売業の経営規模の拡張をすることができない。

(既存兼業者に対する命令)

第十四条の四 都道府県知事は、指定商品につき、既存兼業者の当該小売業に係る事業活動により相当部分の小売商が影響を受けその利益を著しく害されていると認めるときは、主務大臣の承認を受けて、当該既存兼業者に対し、その影響を排除するための適切な措置をとるべきことを命ずることができる。

(製造業者等による小売業の新規開業の制限)

第十四条の五 第十四条の規定による指定があつた後は、当該調整地域内においては、当該指定商品の製造業者又は卸売業者は、当該指定商品の小売業を新規に開業することができない。ただし、特別の事情がある場合において都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

- 2 第十四条の三の規定は、前項ただし書の規定により許可を受けた者に準用する。
- 3 都道府県知事は、第一項ただし書の許可をするかしないかについては、地方商業調整審議会の意見を聞かなければならない。

(脱法的行為の禁止)

第十四条の六 指定商品の製造業者又は卸売業者は、第十四条の規定による指定があつた後において当該調整地域内においては、資本的若しくは人的関係において支配力を及ぼしている者をして当該指定商品の小売業を開業させ若しくはその設備の新設若しくは増設をさせ、又は指定商品の小売業を営む者と資本的若しくは人的に連携すること等により、実質的に第十四条の三（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定、第十四条の四の規定による命令又は前条第一項の規定に違反する行為をしてはならない。

(排除措置)

第十四条の七 都道府県知事は、製造業者又は卸売業者が前条の規定に違反する行為をしたと認めるときは、主務大臣の承認を受けて、当該製造業者又は卸売業者に対し、これらの行為を排除するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣)

第十四条の八 第十四条、第十四条の四及び前条の主務大臣は、通商産業大臣及び当該商品を販売する事業を所管する大臣とする。

第十七条中「(昭和三十一年法律第百十六号)」を削る。

第十九条第一項中「小売商に対し」を「小売商、当該指定商品の製造業者若しくは卸売業者に対し」に改める。

第二十一条中「第十四条」を「第六条の二第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第十四条第一項、同条第二項及び第十四条の二の主務省令は、通商産業省令、当該指定商品を販売する事業を所管する主務省の省令とする。

第二十一条の次に次の二条を加える。

(商業調整審議会)

第二十一条の二 この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に中央商業調整審議会を、都道府県に地方商業調整審議会を置く。

2 中央商業調整審議会は、次に掲げる者につき通商産業大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

一 小売商（法人であるときは、その代表者）	五人
二 製造業者（法人であるときは、その代表者）	二人
三 卸売業者（法人であるときは、その代表者）	二人
四 消費者	二人
五 関係労働者	二人
六 学識経験のある者	二人

3 前項に定めるもののほか、中央商業調整審議会の事務をつかさどる機関、中央商業調整審議会の組織、議事及び運営その他中央商業調整審議会に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

4 地方商業調整審議会の組織、議事及び運営その他地方商業調整審議会に関し必要な事項は、中央商業調整審議会に準じて当該都道府県の条例で定める。

第二十二条第一号を次のように改める。

一 第三条第一項の規定に違反して当該建物を貸し付け又は譲り渡した者

第二十二条の次に次の二条を加える。

第二十二条の二 第十四条の三（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条の五第一項の規定又は第十四条の四若しくは第十四条の七の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条の三 第十条の三第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、十

万円以下の罰金に処する。

第二十四条中「前二条」を「前四条」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第三条第一項及び第二項の規定によりこの法律の施行の際小売市場の開設者となることとなる者については、同条第一項の規定にかかわらず、この法律施行の時に同条第一項の許可を受けたものとみなす。
- 3 前項の許可を受けたものとみなされた者は、通商産業省令で定める事項について、都道府県知事に届出をしなければならない。
- 4 小売市場内において物品を販売する者が、その者が主として販売する物品と同種の物品を主として販売する業をこの法律施行の際現に同一指定地域内における他の店舗において営んでいる場合には、その営業については、第十条の二の規定は、適用しない。
- 5 前項に規定する者は、通商産業省令で定める事項について、都道府県知事に届出をしなければならない。
- 6 改正前の第三条第一項の物品を定める政令が制定され、又は改廃された場合における経過措置については、なお従前の例による。
- 7 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。
 第三条第一項第七号の二中「小売商業調整特別措置法」を「商業調整法」に改める。
 第五条第一項中「中小企業調停審議会」の下に「、中央商業調整審議会」を加える。
 第五条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
 3 中央商業調整審議会については、商業調整法の定めるところによる。

理 由

小売商業の発展に伴い小売市場の規制を改め、製造業又は卸売業と小売業の間及び小売業相互間の総合的な業務分野を調整する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。